

忠岡町にお住まいの皆様へ

## ～水道料金・下水道使用料が2ヵ月検針・2ヵ月請求に変わります～

大阪広域水道企業団は、平成31年4月から忠岡町の水道事業を引き継いで実施しています。

同様に府内13市町村で水道事業（水道センター）を運営していますが、

経営の効率化とサービスの向上を図るため、現在、運用方法の統一を進めています。

これにより、**令和6年10月から水道料金・下水道使用料の検針・請求周期や**

**お支払時期などが変更になります。**ご理解くださいますようお願いいたします。



## ～検針、請求、お支払いのタイミングが変わります～

○2ヵ月分ごとに検針・請求を行います。また、お支払期限などが変わります。

	現在	令和6年10月以降	
検針	毎月	2ヵ月に1回 (2ヵ月分まとめた支払いとなります。)	※検針は、偶数月
請求			※請求は、検針月の翌月上旬
口座振替日	検針月の25日	検針月の翌月28日	※休日の場合は、翌営業日
納付書払い支払期限	検針月の翌月15日	検針月の翌月28日	

○使用者番号（お客様番号）が変わります。

○検針のお知らせや納入通知書等のデザインが変わります。（詳細は追ってご案内します。）

○お客様ご自身に行っていただく手続はありません。また、水道料金・下水道使用料の変更もありません。

→上記に関するご質問やお支払いについてのご相談は、  
忠岡水道センターまでお問合せください。（Tel：0725-22-1122）

## ～お客様の利便性が向上します～

○お支払方法に『クレジットカード払い』を追加します。



○使用水量や料金のデータを「見える化」します。



◇スマートフォンやパソコンから、使用水量や料金の確認ができます。

◇使用水量をチェックすることで、宅内漏水の早期発見にもつながります。

インターネットなら  
24時間受付！

## ★水道の使用開始・中止・名義変更等のお手続はラクラクなウェブ申請で！



企業団ウェブページ  
からお申込み



企業団から  
受付完了のご連絡



ご使用開始・中止等

※インターネットでお手続きいただけるお客様は、水道のご使用開始（中止）予定日の1ヵ月前から3営業日前まで（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く）の方です。